平成３０年（フ）第４１４号
千葉県松戸市六高台５丁目146番地の９　コスモ西105号
債務者　山崎　　亮
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１２号
神奈川県横須賀市安浦町２丁目33番地12　リーデンス・コート204
債務者　佐治　広樹
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１２３号
神奈川県三浦市南下浦町菊名58番地１　ＳＵＲＦ104
債務者　小山千惠子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第５４８号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮、従前の住所名古屋市北区山田４丁目12番34号　フラット大曽根404号
債務者　芝田三登志
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０８号
名古屋市中村区太閤２丁目２番31号　ステイ太閤305号
債務者　水野　久美
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７８４号
名古屋市北区楠４丁目126番地、住民票上の住所岐阜市市ノ坪町５丁目８番地１　エクセランス岐阜西403号
債務者　小川勢津子（旧姓天白）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０９９号
名古屋市昭和区北山本町１―13―２　ハイム北山本町302（従前の住所）名古屋市昭和区東畑町１丁目54番地２号　ＦＡＺＥ　ＯＮＥ　ＳＥＩＫＯ　302号、住民票上の住所岐阜市字佐４丁目３番３―0413号（ハイツ宇佐３号棟）
債務者　加藤　慶朗
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４０３号
愛知県津島市中地町３丁目26番地１、従前の住所愛知県愛西市稲葉町村南７番地５　クレスト稲葉201号
債務者　細野　秀男
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４１０号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目216番地２　ウェルコート203号
債務者　松本　朋美（旧姓相川）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６０９号
愛知県東海市加木屋町２丁目238番地　ＳｕｎＦｉｔＨｉｌｌ203号
債務者　古賀　裕美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７５４号
名古屋市西区南川町194番地　コーポラス南川103号
債務者　倉野　嘉章
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７８０号
名古屋市北区清水３丁目16番６号　むつみ荘１Ｄ号
債務者　加藤　明美（旧姓津谷）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７９７号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目904番地　日商岩井鳴海ハイツ202号
債務者　加藤　早苗（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８１７号
名古屋市名東区一社２丁目162番地の１　松甫ビル302号、従前の住所愛知県知多郡南知多町大字内海字北脇14番地の４　レオパレスＵＴＳＵＭＩ205号、滋賀県東近江市小脇町1394―10
債務者　釘本　茂樹
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６５６号
愛知県春日井市乙輪町３丁目53番地２
債務者　渡辺敬秀こと　ＬＥＥ　ＧＹＥＯＮＧＳＵ　李　　敬秀
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部